

ごみ減量トレーニング

ミックス古紙は

燃えるごみではありません

資源古紙です！

集積所に出される燃えるごみの中には、まだ多くのミックス古紙が含まれています。(推計約 2,000t)

燃えるごみとして出されたミックス古紙は、焼却処理されていますが、

ミックス古紙を分別して資源古紙として出していただくと、

製紙業者に売り払うことで、市の収入となり、公共サービスの充実につながります。

今一度、ご家庭でのミックス古紙の分別徹底に、ご協力をお願いします。



ミックス古紙は**簡単**に分別して出すことができます！

～ミックス古紙として出せるもの～

紙箱類、紙かん・カップ類



菓子類の空き箱、筒型紙かん、アイスクリーム・ヨーグルト等の紙カップ、紙製のふたなど

紙袋類・包装紙類



デパート、土産等の紙袋及び包装紙

その他の紙



ラップの芯、レシート、シュレッダー紙、墨付きの半紙、カップラーメンのふた

台紙類



ワイシャツの台紙、ビール(6缶パック)の台紙、文具・電子部品等の台紙、3連プリン台紙

紙製の郵便物



はがき、封筒、ダイレクトメール等

写真類



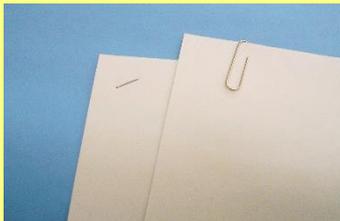
写真、台紙が紙でできたアルバム

ティッシュペーパーの箱



取り出し口のビニールを取らずに出すことができます

ホチキス・クリップ 留めされた紙



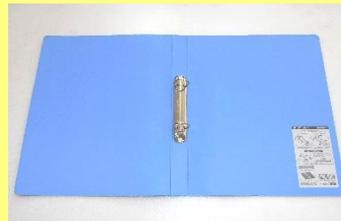
ホチキスやクリップは外さずに出すことができます

セロハン付き窓空封筒 ビニール類の付いた封筒



セロハンやビニールが付いたまま出すことができます

金具付き紙製ファイル



金具を取り外さずに出すことができます

アルミ箔の付いた紙



アルミ箔が付いた紙や紙バックを出すことができます

ラップやアルミホイルの箱



アルミやプラスチックの刃が付いたまま出すことができます

～ミックス古紙の出し方～



①



②



③

- ①紙袋
- ②新聞紙に包む
- ③紙箱



④

- ④透明なビニール袋
(市の指定ごみ袋でも可)

三島市の燃えるごみの袋でも、出すことができるんだね！



©三島市

※自治会や子供会などで独自に行っている古紙回収は、市の収集と方法や品目が異なる場合があります。

新しい冊子『家庭ごみの分け方・出し方』が発行されます！

3月15日号広報みしまに併せ各世帯に配布します



主な変更点(令和2年4月1日～) ※一部実施済

- ① 「木材（木片や板きれ等）」が剪定枝と同じ方法で出せるようになります！
- ② 「スプレーかん」や「カートリッジボンベ」の出し方が、「穴を開けて出す」から「穴を開けなくて出す」に変更になります！
- ③ 「靴・革製品等の拠点回収」を令和元年7月1日から市内4箇所を開始しましたが、令和2年7月1日から6箇所に増えます！
- ④ 粗大ごみ戸別収集の手数料が当日現地で納付できるようになります！
- ⑤ 市が許可した一般廃棄物収集運搬業者の一覧を掲載します！

詳しくは、配布される冊子をご覧ください



冊子「家庭ごみの分け方出し方」

☆冊子をご家庭で大切に保管してください！

衣類等の拠点回収ボックスをご利用ください！

出せるもの

綿素材のシャツ等、スーツ、制服、ジャケット類、フリース、セーター、ジーンズ、タオル類、下着、シーツ類、靴下、手袋、着物、パジャマ、コート、スウェット、マフラー、革製衣類、ハンカチなど



出せないもの

濡れているもの、汚れているもの、臭いがついて
いるもの、カーテン、カーペット、布団、毛布、
枕、帽子、ぬいぐるみ、クッション、かばん、
リュック、靴、サンダルなど

※かばん、リュック、靴、サンダルは、靴・革製品等の拠点回収場所をご利用ください。

※それら以外は、燃えるごみか粗大ごみとなります。

出し方



必ず洗ってから乾燥し、透明または半透明の袋に入れるか、紙ひもでしばって、衣類等回収ボックスに入れてください。



- 穴が空いているものや破けているものも、洗ってあれば出すことができます。
- 多少のしみが付いていたり、伸びているものであっても、洗ってあれば出すことができます。

～市内14箇所で開催を行っています～

回収場所	三島市役所本館	エコセンター
	三島市役所中央町別館	三島市民体育館
	生涯学習センター	保健センター
	中郷文化プラザ	大場公会堂
	北上文化プラザ	広小路自転車等駐車場
	錦田公民館	見晴台自治会館
	坂公民館	清掃センター（有料）



回収場所の詳細は、『家庭ごみの分け方・出し方』または、ホームページをご覧ください。



不法投棄は犯罪です!!

山林、道路、空き地、河川などにみだりに廃棄物を捨てることは、不法投棄となり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により固く禁じられています。不法投棄を行うと、5年以下の懲役又は1千万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金に処せられます。

不法投棄の見回り及び回収

三島市では、不法投棄の未然防止及び早期発見・回収のため、三島市不法投棄監視員（※）及び不法投棄を監視する委託業者による、見回りを行っています。

※不法投棄監視員：不法投棄を防止及び早期発見し、市内の生活環境を守るため、西・中部、東部、北上、錦田、中郷の各地区から推薦を受け、市長が委嘱したもの（全9名）。



警察との合同捜査・摘発

特に悪質な不法投棄については、三島警察署と協力して合同捜査を行います。不法投棄排出者を特定出来た場合は、警察に検挙され、裁判等で罰金処分等の罰則が下されます。平成29年度の不法投棄の検挙人員は10人（うち6人に10万円～40万円の罰金処分）、平成30年度は8人（うち6人に10万円～80万円の罰金処分）でした。



三島警察署 生活安全課

警察では、不法投棄を積極的に事件化しています。不法投棄は思っている以上に罰則が重く、初犯でも10万円以上の罰金処分になることが多い犯罪です。ごみは三島市の処分方法に従い、適正に処分するようお願いします。

不法投棄を発見した場合は、三島警察署または三島市廃棄物対策課まで通報してください。

三島警察署 : 981-0110

三島市廃棄物対策課 : 971-8993

【発行者】 〒411-0000 三島市字賀茂之洞4703番地の94 三島市環境市民部廃棄物対策課（清掃センター）

TEL : 971-8993 FAX : 971-8994 メール : haitai@city.mishima.shizuoka.jp